

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（都市環境課）	15
○北海道立オホーツク流水公園管理規則……………（都市環境課）	15
○北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市環境課）	15
○北海道立都市公園条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（都市環境課）	16
告 示	
○土地改良事業の施行の認可……………（農業支援課）	17
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	17
○道路の供用の開始……………（道路課）	18
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	18
道教育庁渡島教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	18
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	19
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	20
○特定調達契約に係る入札の公告……………	21

規 則
北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成21年11月13日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第93号 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第31号）の施行期日は、 平成21年11月15日とする。

北海道立オホーツク流水公園管理規則をここに公布する。

平成21年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第94号

北海道立オホーツク流水公園管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立オホーツク流水公園（以下「流水公園」という。）の管理に
関し必要な事項を定めるものとする。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表
第1の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規
定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

（遵守事項）

第3条 流水公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第
2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受
けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指
定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）流水公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、
若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

（2）他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

（原状回復の義務）

第4条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければ
ならない。

（知事による管理）

第5条 条例第14条第1項の規定により知事が流水公園の管理に係る業務を行う場合におい
ては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知
事と協議して」とあるのは「知事が」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「知事」と
する。

附 則

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第95号

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表使用料の欄中	北海道立サンピラーパーク	を	北海道立サンピラーパーク	北海道立オホーツク流水公園	に
	40円		40円	50円	
	40円		40円	50円	

改める。

別表の2の表使用料の欄中	北海道立サンピラーパーク	を	北海道立サンピラーパーク	北海道立オホーツク流水公園	に
	730円		730円	790円	
	50円		50円	50円	
	540円		540円	580円	
	50円		50円	50円	
	100円		100円	110円	
	270円		270円	290円	
	540円		540円	580円	
	270円		270円	290円	
	210円		210円	230円	

540円	540円	580円
40円	40円	40円
540円	540円	580円
130円	130円	140円

改める。

別表の3の表使用料の欄中	北海道立サンピラーパーク	を	北海道立サンピラーパーク	北海道立オホーツク流水公園	に
	10円		10円	10円	
	140円		140円	160円	
	20円		20円	20円	
	120円		120円	150円	
	10円		10円	10円	
	40円		40円	50円	

改める。

附 則

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成21年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第96号

北海道立都市公園条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「別表第1の11の事項」を「別表第1の12の事項」に改める。 (1) 北海道立真駒内公園管理規則（昭和50年北海道規則第51号）第3条 (2) 北海道立野幌総合運動公園管理規則（昭和60年北海道規則第47号）第2条 (3) 北海道子どもの国管理規則（平成元年北海道規則第91号）第2条 (4) 北海道立オホーツク公園管理規則（平成6年北海道規則第70号）第3条 (5) 北海道立宗谷ふれあい公園管理規則（平成10年北海道規則第98号）第3条 (6) 北海道立十勝エコロジーパーク管理規則（平成15年北海道規則第79号）第3条 (7) 北海道立ゆめの森公園管理規則（平成16年北海道規則第34号）第2条 (8) 北海道立道南四季の杜公園管理規則（平成17年北海道規則第110号）第2条 (9) 北海道立噴火湾パノラマパーク管理規則（平成18年北海道規則第94号）第2条 (10) 北海道立サンピラーパーク管理規則（平成18年北海道規則第95号）第2条 附 則 この規則は、平成21年11月15日から施行する。	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第758号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成21年11月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 新ひだか町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）
告 示 北海道告示第756号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成21年11月4日、厚真町土地改良区が新たに行う土地改良（厚真地区農地有効利用支援整備（客土））事業の施行を認可した。 平成21年11月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第757号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成21年11月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町三石港町141（次の図に示す部分に限る。） 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	

北海道告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 釧路鶴居弟子屈線	阿寒郡鶴居村字幌呂原野南8線47番3地先から 同村字幌呂原野南5線55番地先まで	平成21.11.19 午後2時

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第124号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年11月13日

北海道渡島支庁長 寺 山 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 乗用自動車 1台
- (2) 乗用自動車 1台

2 落札を決定した日

平成21年10月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 函館日産自動車株式会社
- (2) 住 所 函館市石川町60番地

4 落札金額

- (1) 1,838,859円
- (2) 1,083,436円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年9月18日付け北海道渡島支庁告示第108号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道渡島支庁地域振興部総務課
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年11月13日

北海道教育庁渡島教育局長 吉 田 一 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

- | | | |
|---------------|----|------|
| ア パーソナルコンピュータ | 一式 | 298台 |
| イ パーソナルコンピュータ | 一式 | 197台 |

(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成22年3月19日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載する要件等を満たしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年11月13日から同年12月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎 4 階403号会議室（送付による場合は、郵便番号 041－8557 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課） (2) 入 札 日 時 平成21年12月24日（木）午前10時 （送付による場合は、同月22日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量90 g に見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（oshikyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)の ア 及び 3 の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 041－8557 函館市美原 4 丁目 6 番16号 電話番号 0138－47－9579 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Personal Computer 298 1 set b. Personal Computer 197 1 set B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 24, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than December 22, 2009)	C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan. Phone : 0138-47-9579
	道教育庁十勝教育局告示 北海道教育庁十勝教育局告示第27号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年11月13日 北海道教育庁十勝教育局長 秋 山 雅 行 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア パーソナルコンピュータ 一式 239台 イ パーソナルコンピュータ 一式 282台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 限 平成22年 3 月31日（水） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第 8 号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成21年11月13日（金）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時45分から午後 5 時30 分まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階十勝教育局
会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3
条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 平成21年12月24日（木）午前11時（送付による場合は、必
着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成21年6月9日付け北海道教育庁十勝教育局告示第15号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所において交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量80グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に
関する事務を担当する組織に電子メール（miyagishi.satoe@pref.
hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-26-9237

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computer 239 1 set

b. Personal Computer 282 1 set

B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., December 24, 2009

C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of
Education, Hokkaido Office of Education, Minami 3, Higashi 3, Obihiro, Hokkaido,
080-8588, Japan
Phone : 0155-26-9237

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第311号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入
札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成21年11月13日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成21年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す
る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物
品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2
号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成21年11月13日に一般競争入札の公告を行う集合教育用四
輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借契約

(2) 資 格 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借契約に
関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 平成21年11月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。

(2) 過去2年間に、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを示した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、保守点検が可能であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成21年11月13日（金）から同年12月3日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行われなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、3の(2)、4の(1)、4の(3)及び5の(1)による。

北海道警察本部告示第312号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年11月13日

北海道警察本部長 鎌田 聡

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借 2組（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成22年3月1日から平成28年2月29日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成21年北海道警察本部告示第311号に規定する集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成21年12月24日 午後2時（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、同月23日午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線2237

9 Summary

A. The nature and quantity of products to be leased : Four wheel Vehicle Driving Simulator

Equipment for Group Education / 2 unit (monthly leasingfee)

B. Bid tendering time and date : 2 : 00 P.M., December 24, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than December 23, 2009)

C. Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police

Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Ext. 2237
